

わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、国保税と県からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

納税通知書は、7月(1期)～翌年3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(金融機関やコンビニ・スマホ決済アプリなど)で納めていただきます。また、特別徴収(年金差し引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

■ 問い合わせ 住民課住民税係 ☎64-8312

納税する人は世帯主
世帯主が国保加入者であるなしに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税者です。

39歳までの人・65歳以上74歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分を合計した額が国保税になります。
※65歳以上の人は、介護保険料を別に納めていただきます。

40歳以上64歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分を合計した額が国保税になります。

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割

| 区分 | | 医療保険分 (医療費のための負担) | 後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度のための負担) | 介護保険分 (介護サービスのための負担) |
|---|---|--|--|-------------------------------------|
| 税率(額) | ① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します。 課税所得額…前年の総所得金額から基礎控除(43万円)を引いた額 | 課税所得額 × 7.0% | 課税所得額 × 2.4% | 課税所得額 × 1.8% |
| | ② 均等割 世帯員の国保加入者数に応じて計算します。 | 1人 25,200円 4人分 88,200円 ★補助金 ★補助金 半額の12,600円 | 1人 8,000円 4人分 28,000円 ★補助金 ★補助金 半額の4,000円 | (40歳～64歳の人) 1人 8,400円 1人分 8,400円 |
| | ③ 平等割 1世帯当たりの金額 | 1世帯当たり 20,000円 | 1世帯当たり 7,400円 | 1世帯当たり 5,200円 |
| 国保税額(①+②+③) | | 計260,100円(100円未満切り捨て) | 計87,400円(100円未満切り捨て) | 計52,600円(100円未満切り捨て) |
| 限度額 (所得割・均等割・平等割の計算をした結果、限度額を超える場合、超えた部分は賦課されません。) | | 650,000円 | 変更前 200,000円 変更後 220,000円 | 170,000円 |

【計算例】
甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合

夫42歳 妻39歳 子13歳 子5歳
(事業所得) (所得0円) (未就学児) (未就学児)
260万円

総所得260万円の課税所得額は217万円(260万-43万)です。国保税額の計算は右のとおりです。
※未就学児の均等割は半額になります。

★18歳以下の子どもの均等割額は、一度お支払いいただきますが、年度末に補助金として交付されます。

町独自支援

【計算例】甘楽さん世帯の国保税額(年額) 400,100円 ★49,800円が補助金として年度末に交付

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減される制度です。今年度は法改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

| 軽減割合 | 所得基準(加入者と世帯主の総所得) |
|------|--|
| 7割軽減 | 43万円 + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} 【改正なし】 |
| 5割軽減 | 変更前 43万円 + (28.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} |
| | 変更後 43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} |
| 2割軽減 | 変更前 43万円 + (52万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} |
| | 変更後 43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)} |

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

非自発的離職者軽減制度

お勤めされていた会社などをやむを得ず離職された人については、申告していただくことにより、当該年度を含む2年間軽減されます。

手続きに必要なものなど詳しくは、住民課住民税係にお問い合わせください。

【軽減対象者】

・失業時点で65歳未満の人で、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由欄のコード(2桁)が次のコードの人が対象です。

離職コード

- ◇特定受給資格者◇ 「11」「12」「21」「22」「31」「32」
- ◇特定理由離職者◇ 「23」「33」「34」